

生命共済制度 新型コロナウイルス感染症に関する
病气入院見舞金の取扱いについて（お知らせ）

本所生命共済制度の「独自給付制度 病气入院見舞金」では、新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊施設や自宅で10日以上療養された場合でも、「入院」として取扱い、病气入院見舞金のお支払い対象とする特別取扱（以下、「みなし入院」）を行ってまいりました。

このたび、政府の方針により、令和5年5月8日（月）以降、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更されたことを受け、当商工会議所におきましても同日以降に同感染症と診断された方の「みなし入院」の取扱を終了させていただきます。

なお、5月7日（日）までに、新型コロナウイルス感染症と診断された方で、「みなし入院」の対象となる方については、5月8日以降もこれまで通りの対応を継続いたします。

何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の病气入院見舞金の対象

		陽性診断日		
		2022年9月25日まで	2022年9月26日 ～2023年5月7日	2023年5月8日以降
医療機関へ入院された方		○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
宿泊療養 自宅療養 された方	重症化リスク の高い方（※）	○ 支払対象	○ 支払対象	× 支払対象外
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外	× 支払対象外

（※）「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

【お問い合わせ】

熊本商工会議所 会員サービス課
電話 096-354-6688